

(様式第1号)

指摘事項に係る措置状況報告書

教育委員会事務局及び子ども部

監査期間

令和2年12月4日から

令和3年1月29日まで

指摘事項	措置状況
(1) 自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けについて	
(一色町公民館) 自動販売機の電気料について、一色支所との按分計算に含めて算出していたが、市有財産有償貸付契約に基づき、実費相当額について負担されたい。	(エリアプラン西尾) 令和3年度以降の電気料について、指定管理者が自動販売機の子メーターを月に1度確認し、施設全体の電気料から控除した上で、一色支所との按分計算を実施する。 (令和3年4月1日)
(一色町公民館、子育て多世代交流プラザ及び一色学びの館) 市有財産有償貸付契約について、3館それぞれ異なる契約書を交わしていたことから、今後は統一した条項で構成された契約書とされたい。	(生涯学習課) 令和3年度の市有財産有償貸付契約について、一色3館に係る施設関係課及び株式会社エリアプランと調整をし、記載内容を統一する。(令和3年4月1日) (図書館・文化財課) 令和3年度の市有財産有償貸付契約について、一色3館に係る施設関係課及び株式会社エリアプランと調整をし、記載内容を統一する。(令和3年4月1日) (家庭児童支援課) 指摘は当該課の契約書について変更の必要があるというものではないが、統一した条項で構成された契約書にできるよう関係課で調整する。
(2) 備品について	
(一色町公民館及び一色学びの館) 基本協定書においてサービス対価により購入することを指示した備品(Ⅱ種備品)について、購入当初から財務会計システムに登録がされておらず、必要な事務処理が行われていないものが散見された。	(生涯学習課) Ⅱ種備品について備品登録しなければならないという認識が甘かった。今回、指摘を受けたⅡ種備品について、財務会計システムに登録した。 (図書館・文化財課) 今回、指摘を受けたⅡ種備品について、財務会計システムに登録した。(令和3年3月11日)※展示室での使用に限定されないものについては、図書館にて登録。
(3) 収支報告書について	
(一色学びの館) 指定管理業務及び自主事業に伴い生じた収支差額について、余剰金として精算するよう指示していたが、次年度以降の指定管理業務等に利用するため、次年度繰越金として扱うよう指示されたい。	(図書館・文化財課) 次回からは、収支差額については次年度繰越金として扱うよう指示する。

(注) 1 「指摘事項」の欄は、「財政援助団体等監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。

2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。

また、措置の内容については「適正に処理しました。」等の抽象的な表現は避け、具体的な措置状況を記載してください。